



まちのお知らせ



◆◆ 道の駅「パレットピアおおの」内 子育てはうす ぱすてるからのお知らせです。◆◆

☆親子で鯉のぼり作りを楽しむ☆

5月5日に「ゴールデンウィークワークショップ」を開催しました。「クリップ鯉のぼり」「積み木鯉のぼり」など3種類から一つを選び、色を塗ったり、デコレーションをしたり親子で工夫しながら笑顔で取り組む姿が見られました。

また糸のこ体験は、緊張した面持ちで木育講師の指導のもと、こどもたちよりも保護者の方が昔を思い出しながら嬉しそうに参加し、ご家族で楽しいひとときを過ごされました。



▲クリップこいのぼりできたよー



▲糸のこ体験！！

◎7月のスケジュール（予定）

ピヨピヨクラブ

ひよこ組…7日（火）、14日（火）

うさぎ組…3日（金）、10日（金）

誕生会…13日（月）

休館日

1日（水）、8日（水）、15日（水）、

21日（火）、22日（水）、29日（水）

※開館状況等が変更になる場合がありますので、ホームページ等にて確認してください。

◎夏休み親子クッキング

親子で「夏野菜のタコライス&ブルーベリーラッシー」を作ろう！

日時 7月31日（金）午前10時30分～午後1時 申込期限 7月25日（土）

8月7日（金）午前10時30分～午後1時 申込期限 8月1日（土）

対象者 小学1年生～小学6年生のこどもとその保護者

定員 各6組（1組：こども1人、大人1人）

費用 300円/人 ※町外の20歳以上の人は別途入館料100円が必要

申込方法 参加者氏名、年齢、住所、連絡先を「子育てはうす ぱすてる」まで申込む。（電話可）

※両日とも定員になり次第締め切ります。また、献立が変更になる場合があります。

申込・問合せ先 子育てはうす ぱすてる ☎ 34-1010

おおのファミリー・サポート・センターからこ・ん・に・ち・は

第10回ファミサポお楽しみ交流会を行いました♪

5月16日に総合町民センターにて交流会を行い、24人が参加しました。

この交流会は、ファミサポ会員同士の交流を深めるために行っているもので、利用会員、提供会員ともに参加し、和気あいあいとした楽しい交流の場になっています。

今回は、牛乳パックで「パッチンカエル」を作って、カエルを飛ばして遊んだり、カエルの絵本を読んで、みんなでカエルの帽子を被り、ダンスなどして楽しく遊び、交流ができました。会員の皆さんが安心してファミサポを利用いただけるよう、今後行っていきます。次回は、8月1日に第11回交流会を予定していますので、皆さんの参加をお待ちしています。



▲みんな、笑顔で楽しく参加できました！



「ケロちゃんとおうちちゃんとみんなの大冒険！」

問合せ先 おおのファミリー・サポート・センター（子育てはうす ぱすてる内） ☎ 34-1010



みんなで創る学校づくり プロジェクトコーナー

Vol.16

町では、こどもたちにとって望ましく、将来に渡り持続可能な教育環境を構築するため、小中学校のあり方について令和3年度より検討を進めてきました。

このコーナーでは、検討している内容や経過などについて、お知らせします。

町では、これからの教育環境をより良いものにするため、新たに「義務教育学校」を設置する計画を進めています。

■ 義務教育学校とは

義務教育学校は、これまで別々だった小学校と中学校を一つの学校として運営する仕組みです。9年間を通した教育課程を編成できるため、こどもたちの発達段階に応じて、よりきめ細やかな学びを実現できます。

基礎段階 1～4年

- ・学習習慣の定着
- ・異学年交流の土台づくり

発展段階 5～7年

- ・教科担任制の充実
- ・小中の円滑な接続

応用段階 8～9年

- ・進路を見据えた学び
- ・主体性・協働性の伸長

■ 義務教育学校の主な特徴とメリット

- 1 9年間を見通した切れ目のない学び
小中の学習内容を一体的に計画できるため、無理のない学習の積み上げが可能になります。中学校進学時の「環境の変化による不安」や「学習のつまずき」を軽減できます。
- 2 教職員が連携し、こどもを継続的に見守る体制
小学校と中学校の教員が一つの組織として協力し、こどもの学習状況や生活面を共有します。長期間にわたる見守りが可能となり、個々の課題に応じた支援がしやすくなります。特性や得意分野を早期に把握し、伸ばす教育ができます。
- 3 児童生徒の交流が活発に
異学年交流や縦割り活動が自然に行われ、思いやりや社会性が育ちます。中学生が小学生をサポートするなど、地域の未来を担う人間関係づくりにもつながります。

地域住民・保護者説明会を実施しました



▲地域住民・保護者説明会の様子

4月に町内6地区のふれあいセンターで、地域住民・保護者に向けた「みんなで創る学校づくりプロジェクト」の説明会を行いました。

各地域ともたくさんの人にご参加いただき、町の小中学校統合に関わって、学校建設地に関わることや、児童生徒の登下校に関わることなど、さまざまなお意見をいただきました。

当日の説明内容等は、町ホームページにてお知らせをしています。ぜひご覧ください。

義務教育学校は、こどもたちの学びをより豊かにし、町の教育の質を高める大きな一歩です。今後も町民の皆さまに情報をお伝えしながら、より良い学校づくりを進めてまいります。



みんなで創る
学校づくりプロジェクトの情報は、
こちらから

問合せ先 学校教育課 ☎ 35-5378

令和8年10月から水道料金が変わります

町では、水道施設の適切な維持管理と自然災害に備え、水道施設の老朽化、耐震化対策を計画的かつ着実に実施することで、毎日の暮らしを支える安全・安心な水道水を24時間、365日休むことなく、利用者の皆さまにお届けしています。

しかしながら、水道施設の老朽化に伴う更新費用の増大や物価高騰等により、安定した経営に支障をきたしています。

かけがえのない「水道」を次の世代へ確実に引き継ぐため、水道料金を次のように改定します。健全で持続可能な水道事業経営に利用者の皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

改定の経緯

町では水道料金改定について意見を聞くため、学識者や町民代表等で構成される上水道事業審議会を設置し、検討および審議を重ねた結果「設備投資に必要な財源を確保し経営効率の向上を目指すため、水道料金を令和8年10月に現行より30%、令和11年10月に現行より50%の増額改定をすべき」との答申を受けました。

水道料金体系 ※変更箇所のみ抜粋、全て税込表示

現行

口径	基本水量 (m ³)	基本料金 (円)	メーター使用料 (円)	超過料金 (円/m ³)
13mm	10	1,100	77	110
20mm	20	2,200	154	110
25mm	30	3,300	154	110
30mm	45	4,950	286	110
40mm	80	8,800	286	110
50mm	100	11,000	1,540	110
51mm以上	150	16,500	1,870	110

令和8年10月から

基本料金 (円)	超過料金 (円/m ³)
1,430	143
2,860	143
4,290	143
6,435	143
11,440	143
14,300	143
21,450	143

令和11年10月 (予定)

基本料金 (円)	超過料金 (円/m ³)
1,650	165
3,300	165
4,950	165
7,425	165
13,200	165
16,500	165
24,750	165



料金のモデルケース 口径13mmで30mm³/月の場合



新料金の適用について

- 改定日より前から利用している人
令和8年10月1日以降の最初の検針分は現行料金、それ以降の検針分は新料金の適用となります。
- 改定日以降に新規に利用を開始のする人
新料金の適用となります。
- 改定日前後で利用内容(名義や口径等)を変更をする人は建設課水道係まで問合せてください。

料金適用のイメージ



問合せ先 建設課 ☎ 35-5376



まちのお知らせ



大野あけぼのミュージアム開館5周年記念企画展のお知らせ

「大野あけぼのミュージアム開館5周年企画展 — 竹中半兵衛が生きた時代 —」

◎内容

大河ドラマ「豊臣兄弟!」で有名俳優が演じるなど、近年、メディアやゲーム等の影響で知名度が急上昇している「竹中半兵衛」に注目します。

竹中半兵衛は、織田信長や豊臣秀吉に仕えた戦国時代の軍師で「大御堂城」(大野町公郷)で生まれたことがわかっています。今回の企画展では、竹中半兵衛が生きた16世紀後半(戦国時代)に注目して、当時のお城や人々の生活の様子を紹介します。

夏休みの自由研究にもおすすめです。

◎主催 大野町・大野町教育委員会

◎開催期間 7月1日(水)～8月30日(日) 月曜日、祝日の翌日は休館

◎開館時間 午前10時～午後4時(最終入館 午後3時30分)

◎入館料 無料

問合せ先 大野あけぼのミュージアム ☎ 36-1888

タウンミーティングを開催します

地域の皆さんと、協働によるまちづくりを推進するため、タウンミーティングを開催します。日程および場所は次のとおりです。皆さんのご来場をお待ちしています。※今年度は第1地区からの開催順となります。また、タウンミーティングは説明内容の録画、録音を行い、後日町ホームページで公開する予定です。

地区	期日	場所	地区	期日	場所
第1地区	7月22日(水)	大野ふれあいセンター	第4地区	7月30日(木)	西郡ふれあいセンター
第2地区	24日(金)	豊木ふれあいセンター	第5地区	8月4日(火)	鶯ふれあいセンター
第3地区	28日(火)	富秋ふれあいセンター	第6地区	6日(木)	川合ふれあいセンター

◎時間 午後7時30分～8時30分

問合せ先 総合政策課 ☎ 35-5363

犬の散歩に関するマナーについて



犬の散歩の際に出る糞尿が、そのまま放置されているとの苦情が寄せられています。散歩中に糞をしてしまった場合は、放置せず責任をもって持ち帰ってください。尿の場合は水をかけて流す等の対応をお願いします。放置すると、不衛生かつ悪臭の原因になり、ご近所に大変迷惑です。

一部の心ない飼い主の行為が、地域の人に迷惑をかけると同時に環境や街の美観を損ねています。ご協力をお願いします。

- ・散歩をする際は必ず糞を回収するための**袋とスコップ**を持参して散歩しましょう。
- ・回収した糞については各家庭で匂いが発生しないよう対策をし、**生ごみ**として出しましょう。

問合せ先 環境生活課 ☎ 35-5372

固定資産税の適正な課税のため確認をお願いします

固定資産税は、毎年1月1日現在を基準日として課税されます。所有している固定資産に関して次のような変更がある場合は、税務課まで連絡してください。



◎固定資産そのもの変更

- ・登記をしていない建物を新築または増築した場合（税務課による家屋評価が行われていないもの）
- ・登記をしていない建物の全部または一部を取り壊した場合
- ・建物の全部または一部の用途変更をした場合（例：事務所を居宅に変更した等）
- ・住宅用地認定にかかる住宅の数が変更になった場合
- ・土地の用途を変更した場合（例：住宅を取り壊して貸し駐車場に変更した等） ほか

◎所有者の変更

- ・所有者または納税義務者が死亡し、税務課での相続代表人指定届出書提出等の手続きを行っていない場合
- ・登記をしていない建物の所有者を変更する場合
- ・町外在住の納税義務者で住所の変更がある場合 ほか

◎相続登記の義務化について

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。不動産の取得を知った日および遺産分割が成立した日から3年以内に法務局へ相続登記（名義変更）を申請する義務があります。

※令和6年4月1日以前に発生した相続も義務化の対象です。

家屋評価について

家屋評価は、固定資産税の基となる評価額を算出するため、新築または増築した家屋を対象に行われるものです。



令和9年度分以降の固定資産税賦課のため、7月から12月中に税務課職員が家屋評価に伺います。対象者には、事前に連絡をしますのでご協力をお願いします。

町税の納期内納付に協力してください

皆さんの生活を支える貴重な財源である町税は、納期内の自主納付を原則としています。納税者一人ひとりが意識を持って納期限を守ることが大切です。

納期限を過ぎてでも納付がない場合は、納期内納税者との「公平性」を保つため、督促状、文書催告などによる納税の催告、法令に基づく財産の差し押さえなどの滞納処分を行うことになります。

◎滞納処分に関するQ&A

Q1 納期限を過ぎてしまいました。このまま放置していたらどうなりますか？

A1 納期限を過ぎると、督促状を送付します。法律では「督促状を送付し、10日経過しても納付がない場合には、滞納者の財産を差し押さえなければならない」と定められています。期限までに納付できない事情がある場合は、放置せず速やかに相談してください。

Q2 滞納金額が少なくても財産の差し押さえをされますか？

A2 差し押さえ（滞納処分）は、滞納金額に関係なく行います。昨年は、預貯金や給与などの差し押さえを執行しました。

Q3 勤務先への給与照会などの財産調査や差し押さえなどの滞納処分は、事前に予告がありますか？

A3 財産調査や滞納処分は法律に定められた調査および処分です。事前の予告や本人の承諾は必要としません。

納期内納付が困難な場合は、税務課に相談してください

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期内に納めることが困難な場合は、納期内に税務課まで相談してください。生活状況や収支を確認のうえ、分割納付など徴収の猶予を行うことができます。ただし、虚偽の申し出や連絡なく納付計画を守られない場合は、滞納処分の対象となります。

税金を滞納すると、延滞金が加算されるなどの経済的な不利益だけでなく、滞納処分の際に行う勤務先への給与調査などの財産調査により社会的な信用も失うことになる恐れがあります。

事情により納期内納付が困難な場合は、放置せず、必ず税務課まで相談してください。

問合せ先 税務課 ☎ 35-5367



住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度

この制度は、事前に登録した人の住民票の写し等が交付された事実を、本人に通知するものです。不正請求および不正取得による個人の権利の侵害抑止・防止を目的としています。

◎登録対象者

大野町の住民基本台帳または戸籍に記載されている人

◎登録期間

登録した日から3年間

※継続を希望する場合は、満了日の1か月前から更新の手続きができます。

◎通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し（削除された住民票の写しを含む）
- ・住民票記載事項証明書
- ・戸籍の謄抄本（除籍も含む）
- ・戸籍の附票の写し（除籍の附票の写しも含む）
- ・戸籍に記載した事項に関する証明書

◎通知する内容

- ・交付年月日
- ・交付した証明書の種別
- ・交付通数または件数
- ・交付請求者の種別（「法定代理人」、「任意代理人」、「第三者」）

◎登録申込

マイナンバーカード・運転免許証等の本人確認書類を持参のうえ、申込書に必要事項を記入してください。

◎通知の対象となる場合

代理人や第三者に戸籍謄本や住民票の写し等が交付されたときに通知します。ただし、弁護士・司法書士等の特定事務受任者の紛争処理、国や地方公共団体からの請求等は除きます。

※登録をされると、コンビニで住民票等をお求めいただける「コンビニ交付」の利用ができなくなります。

住民票の写し等の不正取得に係る本人告知制度

この制度は、住民票の写し等が不正に取得された場合に、本人にその事実をお知らせすることにより、不正取得による個人の権利または利益の侵害を防止し、不正取得の抑止を図ることを目的としています。

◎お知らせする場合

- ・住民票の写し等を取得した第三者が、不正取得者であることが明らかになった場合
- ・国または県の通知により、特定事務受任者が、職務上請求用紙を使用し、不正取得を行った事実が明らかになった場合

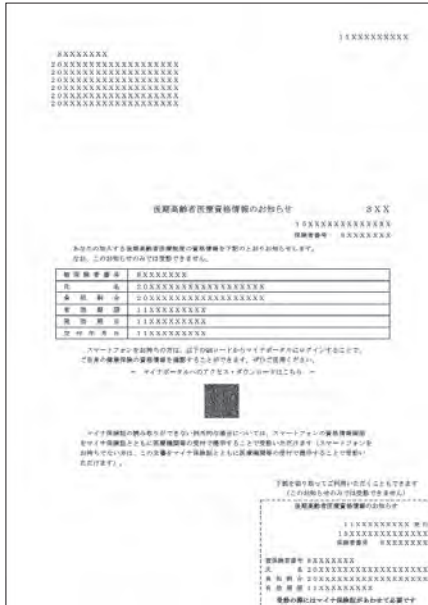
◎お知らせの対象となる証明書

住民票の写し、戸籍の附票の写しおよび戸籍謄抄本等

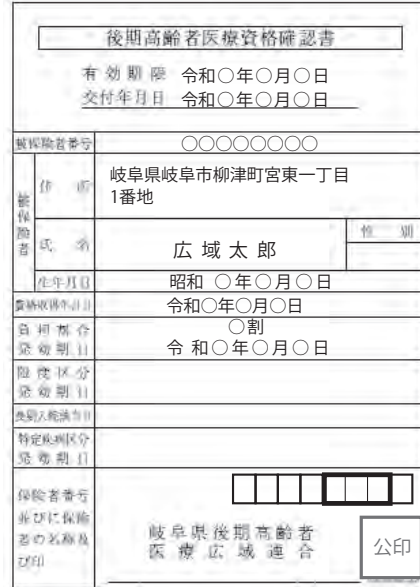
後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療資格情報のお知らせ・資格確認書の送付について

《資格情報のお知らせイメージ》



《資格確認書イメージ》



後期高齢者医療の資格情報のお知らせは、町内に住所を有し、マイナ保険証利用登録のある84歳以下の人に交付されます。受診等の際は、マイナ保険証を使用してください。

また、資格情報のお知らせ交付者以外の人には、資格確認書を交付します。今年度交付する資格確認書は抹茶色（薄い緑色）です。有効期限を過ぎた資格確認書を処分されるときは、住所や氏名が判別できないよう細断するなど、十分に注意してください。

◎コールセンターの開設

資格情報のお知らせ、資格確認書、子ども・子育て支援金を含む保険料に関することについて、広域連合ではコールセンターを設置します。不明な点があれば、次の電話番号まで問合せください。

開設期間 7月1日（水）～8月31日（月）（土日祝日除く）

時間 午前9時～午後5時

電話番号 ☎ 0570-051-502

◎マイナ保険証をぜひ利用してください！

マイナ保険証を使用するとデータに基づく、より良い医療を受けることができたり、限度額適用申請がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されたりするなどのメリットがあります。利用登録の手続き方法につきましては、住民課に問合せください。

◎令和8年度保険料

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和8年度保険料は、令和7年分の所得をもとに個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県後期高齢者医療制度の被保険者になられた人には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますので確認してください。

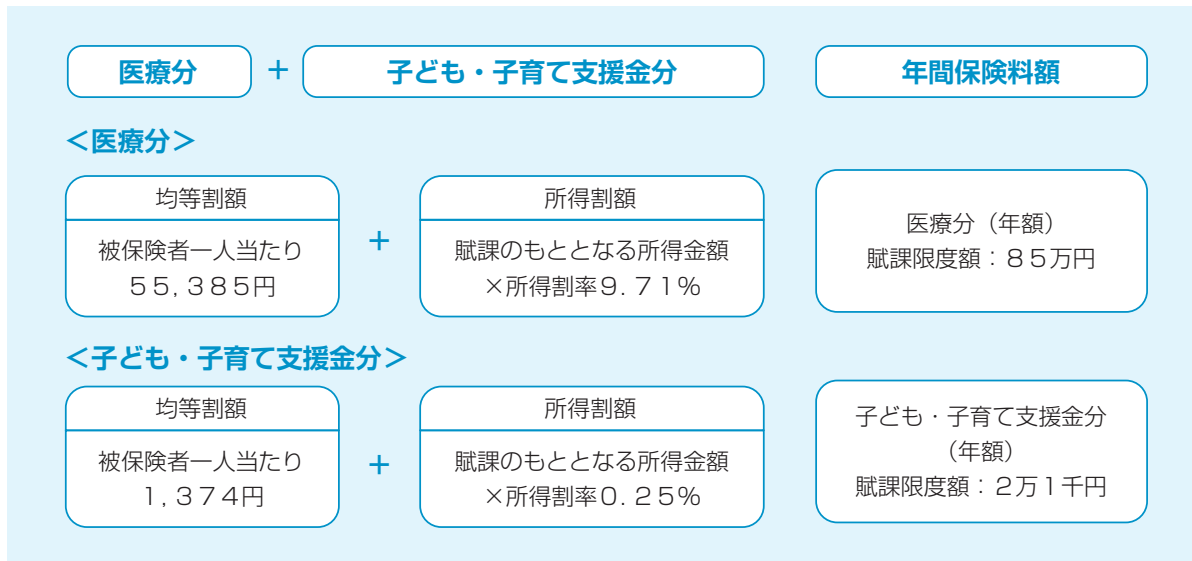


まちのお知らせ



【保険料額について】

令和8年度から子ども・子育て支援金制度が開始されることに伴い、令和8年度以降の保険料額は従前の医療分と子ども・子育て支援金分の合計額となり、次のとおり計算されます。



※賦課のもととなる所得金額＝総所得金額等－43万円（基礎控除額）

◎保険料の軽減措置

①均等割額の軽減

均等割額は、世帯の所得によって下表のとおり軽減されます。

軽減割合	対象者の所得要件 (世帯主と同一世帯の被保険者との令和7年中の総所得金額等の合計額 ^{*1})
7割軽減 ^{*2}	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{*3} の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{*3} の数-1)+31万円×被保険者数以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等 ^{*3} の数-1)+57万円×被保険者数以下

※1 世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に「10万円×(給与所得者等の数-1)」を計算します。

※2 令和8・9年度は、医療分に限り均等割額の7割軽減に加え、さらに0.2割軽減を行います。

※3 給与収入が55万円を超える人、公的年金等に係る所得がある人（公的年金等の収入金額が、65歳以上で125万円を超える人、または65歳未満で60万円を超える人）。

(注) 均等割額軽減判定時の総所得金額等は、各収入から必要経費や控除額を差し引いた所得金額の合計額となります。ただし、譲渡所得は特別控除前の金額となるほか、事業専従者控除の適用はなく、専従者給与額は事業主の所得に合算されます。年金所得は年金収入から公的年金等控除額と特別控除15万円（65歳以上の人のみ適用）を差し引いた金額となります。なお、軽減判定日は、4月1日または資格を取得した日となります。

②被用者保険^{*}の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった人は、所得割額の負担はありません。均等割額は、制度に加入後2年間は5割軽減となります。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する人については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、健康保険組合、船員保険および共済組合の公的医療保険の総称で、国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

◎保険料の納め方

保険料の納め方は、年金からお支払いいただく「特別徴収」と納付書や口座振替でお支払いいただく「普通徴収」があります。

①特別徴収（年金からのお支払い）

年金の受給額が年額18万円以上の人で、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない場合は、年金からお支払いいただきます。なお、特別徴収の人は、口座振替の手続きを行い住民課に申請することで「普通徴収」に変更できます。

②普通徴収（納付書や口座振替によるお支払い）

特別徴収の条件を満たさない人や後期高齢者医療制度に加入したばかりの人は、町から送付される納付書や、口座振替によって保険料をお支払いいただきます。

◎口座振替をおすすめしています

普通徴収で納める人の保険料の支払いには、口座振替をおすすめしています。口座振替には次のメリットがあります。

- ①毎月の支払期限までに金融機関に行って納付書で支払う必要がなくなります。
- ②保険料が登録口座から引き落とされるため保険料の支払い忘れがなくなります。口座振替を希望される場合は、住民課に問合せください。

◎保険料の納付が難しいとき

住民課では保険料の納付に関する相談を受け付けています。災害や失業などで納付が困難な場合は、お早めに相談してください。十分な収入・資産などがあるにもかかわらず保険料を納めない場合には、法律の定めにより滞納処分が行われることがあります。

◎確定申告期限後に申告された人へ

確定申告期限後に申告等をされた人は、新年度の自己負担割合や保険料額の決定に間に合わない可能性があります。この場合、当初は確定申告期限までの情報等に基づく保険料額の決定通知書等をお送りします。後日、申告等の内容を踏まえた再判定を行い、変更があった場合は、決定通知書等を送り直します。これにより、特別徴収であった人が、普通徴収に切り替わることがあります。

◎入院時食事・生活療養費標準負担額の改定

令和8年6月1日から、入院時の食事・生活療養費の標準負担額が変更となります。

入院時食事療養費の標準負担額（表1）

所得の区分		1食当たりの食事代
現役並み所得者、一般Ⅱおよび一般Ⅰ		550円
区分Ⅰ、区分Ⅱに該当しない指定難病患者		330円
区分Ⅱ	90日までの入院	270円
	90日を超える入院（過去12か月の入院日数）	220円
区分Ⅰ		130円

入院時生活療養費の標準負担額（表2）

所得の区分	1食当たりの食事代	1日当たりの居住費
現役並み所得者、一般Ⅱおよび一般Ⅰ	550円*	430円
区分Ⅱ	270円	
区分Ⅰ	160円	
老齢福祉年金受給者・境界層該当者	130円	0円
指定難病患者	表1と同額	

※医療機関の施設基準などにより510円の場合もあります。

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368



国保だより

3 すべての人に健康と福祉を



国民健康保険税は、加入されている皆さんが安心して医療を受けられるための貴重な財源です。本年度分の仮算定の納税通知書は5月に既に送付し、本算定の納税通知書は7月中旬に送付を予定していますので、期限内納税にご協力をお願いします。

仮算定：前年度から継続して国保に加入されている世帯が、暫定的に前年度並みの保険税額を第1、2期で納税していただくことです。加入状況の変更や前年の所得状況は、ここでは算入されません。

本算定：加入状況や前年中の所得状況によって、今年度の年税額が決定され、第3期から第10期で納税していただくことです。令和8年4月以降に加入された世帯は本算定からの納税となります。仮算定のあった世帯は、年税額から仮算定額をひいて、8期で分割します。

◎令和8年度 国民健康保険税額について

令和8年4月1日から令和9年3月31日の加入状況によって、**世帯ごとに世帯主に課税**されます。(令和8年度からは子ども・子育て支援納付金分が課税されます。)

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分
均等割額（加入者1人につき）	28,500円	8,700円	13,000円	1,300円 ^{※1}
18歳以上均等割額（加入者1人につき）	—	—	—	100円 ^{※2}
平等割額（加入世帯1世帯につき）	23,500円	7,300円	7,500円	900円
所得割額 ^{※3} （加入者の令和7年中の所得に対して）	基準総所得金額の6.76%	基準総所得金額の1.97%	基準総所得金額の2.41%	基準総所得金額の0.29%
課税限度額（保険税の上限）	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

基準総所得 = 総所得金額 - 基礎控除額（43万円）

※1 年度当初に18歳未満の人は軽減されます。

※2 年度当初に18歳以上の人が対象です。

※3 擬制世帯主（国保に加入されていない世帯主）は算出根拠から除きます。

$$\text{年間の保険税} = \text{医療給付費分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護納付金分} + \text{子ども・子育て支援納付金分}$$

医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援納付金分は、それぞれ、均等割額と平等割額と所得割額を加算し、課税限度額以下とします。

◎国民健康保険税の納期限

仮算定	第1期	6月 1日	第2期	6月30日				
本算定	第3期	7月31日	第4期	8月31日	第5期	9月30日	第6期	11月 2日
	第7期	11月30日	第8期	12月25日	第9期	2月 1日	第10期	3月 1日

◎国民健康保険税の減額制度

- ①低所得世帯（加入者と世帯主の所得の申告が必要です。）
- ②特定世帯（後期高齢者医療制度へ移行したことにより、国保加入者が1人だけとなった世帯）
- ③65歳未満で、自己都合でなく倒産など一定の理由で離職された人

※①と②は、申請不要ですが、③は申請が必要です。

◎国民健康保険税の口座振替について

国民健康保険は、相互扶助の考えに基づき、加入者の皆さんの税等により運営されており、国民健康保険税は皆さんの医療費にあてられる貴重な財源となります。保険税を滞納したときは、延滞金等が発生します。また、給付に制限がかかったり財産を差し押さえられることもあります。**納付漏れのないよう口座振替をぜひ利用してください。**

口座振替依頼書は国民健康保険税納税通知書に付属しています。（各金融機関と役場住民課窓口にも備付けてあります。）役場ではキャッシュカードによる登録も可能です。（カードの種類によってはできない場合もあります。）

～国民健康保険「資格確認書」「資格情報のお知らせ」の交付について～

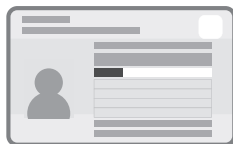
マイナ保険証の保有の有無に応じて「資格確認書」もしくは「資格情報のお知らせ」を7月31日までに、郵送します。

「資格確認書」について

マイナ保険証を保有していない人には「資格確認書」を交付します。マイナ保険証をお持ちでなくても「資格確認書」を医療機関等に提示することで、従来どおり保険診療を受けることができます。

「資格情報のお知らせ」について

マイナ保険証を保有している人には、ご自身の健康保険の資格状況を簡易に把握できる「資格情報のお知らせ」を交付します。加えて、スマートフォンを利用してマイナポータルから「医療保険の資格情報」を取得してPDFファイルで保存できます。マイナ保険証を医療機関等で利用できない場合、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」または「医療保険の資格情報」を併せて提示することで、保険診療を受けることができます。



受け取られたら…

- ①新しい「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」の内容をよく確認してください。
- ②今までの資格確認書は、有効期限が過ぎましたら、住民課に返却いただくか、住所や氏名が見えないように細断して破棄してください。
- ③万が一、紛失や破損した際には、身分証明書を持参し、住民課で再交付を受けてください。
※「資格確認書」は簡易書留で郵送します。ポストに不在票が入っていたときは、内容をよく確認のうえ、お早めに記載されている連絡先の郵便局へ連絡してください。また、不在等でお渡しできない場合の「資格確認書」は、郵便局での保管期間を過ぎたあと、役場に返却されます。
※70歳に到達される人は有効期限が70歳の誕生月の末日になっています。
また、期間中に75歳になられる人は後期高齢者医療の適用となり、有効期限が短くなりますので、注意してください。
- ④資格情報のお知らせは、有効期限がありませんので大切に保管してください。（70歳以上の人は令和9年7月31日までの有効期限となります。）

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368

国民年金保険料の納付が困難な人へ

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される場合があります。令和8年度分の保険料の免除・納付猶予申請は7月より可能となっています。申請方法は役場住民課窓口での申請、またはマイナポータルからの電子申請が可能です。それぞれの申請に必要な書類等は次のとおりです。

◎住民課窓口での申請時に持参する書類

- ・年金手帳、年金番号通知書、マイナンバーカードのいずれかを持参してください。

（雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証をお持ちの人は加えて持参してください）

◎マイナポータルから電子申請する際の準備等

- ・事前にマイナポータルの「利用者登録」が必要です。登録手続には、マイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要になります。詳しくは日本年金機構ホームページにて確認してください。

【日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>】

問合せ先 住民課 ☎ 35-5368